

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業
業務要求水準書に関する質問及び回答（第2回）

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
65	64	3章	4節	4	(2)			廃棄物処理	SPCが処理する廃棄物は記載の事業系一般廃棄物が対象であり、産業廃棄物は国が処理するものとの理解で宜しいでしょうか。SPCは、所定の場所に蓄積された上記廃棄物を処理業者（認定業）と契約し、廃棄物処理費用を負担するとの理解で宜しいでしょうか。この場合、費用の支払は従量制ですが、SPCとの従量単価契約であり、廃棄物処理業者との契約金額とは必ずしも一致しなくてもよい(SPCとしてリスクプレミアムを上乗せする必要があります。)との理解で宜しいでしょうか。	前段については、SPCの業務において発生する産業廃棄物は、SPCが自らの責任と負担によって処理するものとし、それ以外のものは、国が処理します。 中段及び後段については、ご理解のとおりです。 なお、「要求水準書(案)に関する質問及び回答」No377について、諸室内の職員毎等に個別に設置されたゴミ箱内の廃棄物も事業者にて収集ください。
80	2	1章	5節	1				全体計画の概要	第一別館、第二別館の建替えは予定されていない{業務要求水準(案)に関する質問及び回答No.3}とありますが、テニスコートの建替えは予定されているのでしょうか。	予定していません。
81	3	1章	6節	3				維持管理に関する業務	「なお、旧本館からの什器備品・管制用機器等の移設、その他の引越し業務は本事業に含まない。」とありますが、一連の移設品のうち、事業者で準備するユーティリティー（電気、給排水、個別換気設備等）が必要となるものは、あるのでしょうか。あればユーティリティーのリストをご提示下さい。	主な移設品のうち事業者で準備するユーティリティーが必要なものは、冷水器・冷蔵庫を予定しています。また、サービスコーナーには、カップタイプの飲料自販機1台を設置できるように給排水・電源設備を設けてください。
82	4	1章	8節					適用基準等	適用基準等は設計時点の最新版と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	6	2章	1節	3				セキュリティの確保について	「IT技術による対応と人的対応とを組み合わせる」とありますが、IT技術は、どの水準まで考慮すればよいかご教示下さい。	要求水準書2章4節3(3)に示す範囲で提案してください。
84	7	2章	2節	2	(1)			設計業務	敷地の騒音レベルの調査を行ってもよろしいでしょうか。	構いませんが、駐車場管理者との調整が必要なため、事前に事務局へ調整願います。
85	7	2章	2節	2	(1) (2) (3)	③ ④		設計業務、建設業務、工事監理業務	既設機械棟から新本館への設備配管がPFI工事となっておりますが、配線工事については直轄工事(PFI対象外)と考えて宜しいでしょうか。	航空保安用電源設備の配線工事については、直轄工事です。それ以外は、PFI対象工事になります。
86	8	2章	2節	3				解体撤去業務	解体撤去に含まれる範囲にはアスベスト、PCB等の廃棄処理に特別の扱いを要する物品が含まれますでしょうか？	参加資格審査の通過者に配布する図面及び第2回施設見学会にて確認ください。
87	8	2章	2節	3		②		解体撤去業務	「本事業とは別に再利用を図る」とありますが、新本館建設に伴う国直轄工事にて利用するとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な再利用の計画は、現時点ではありません。
88	8	2章	3節	1				敷地条件	新本館新設に伴う外構整備範囲外の北西部分についても敷地の範囲に含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	敷地の範囲は、添付資料2－13において現況及び新設フェンスで示すとおりです。
89	9	2章	3節	2	(3)			ガス	「・・・現在はプロパンガスを利用。」とありますが、現状に於けるガスの利用先をご教示願えないでしょうか。	現状におけるガスの利用先は、各給湯室、浴室及び食堂です。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
90	9	2章	3節	2	(7)				電波伝搬障害防止区域	電波伝搬障害防止区域の設定は、航空路監視レーダー電波の受信のためでしょうか。もしくはターミナルレーダー電波の受信のためでしょうか。ご教示をお願い致します。	航空保安業務の重要な情報を伝送する伝搬路です。添付資料2－8に示している電波の方向及び高さを考慮し、建築物及び建設機械等が電波を遮断しないように計画願います。
91	11	2章	3節	4	(1)	④			工事用電力、水	工事用の仮設電気、仮設水道は既存施設から分岐して利用できるのでしょうか？	利用できません。仮設の引き込みにあたっては事業者が供給事業者と調整願います。
92	11	2章	3節	5					設備切廻し計画条件	切廻しが必要な設備の現況確認が出来る図面等が有りましたら配布願います。	参加資格審査の通過者に配布します。
93	11	2章	3節	5					設備切廻し計画条件	設備切廻し計画の中で、「旧本館の解体撤去後も、他の既存施設の機能を維持するよう埋設で設備の切廻しを行う。」とありますがこれは全て共同溝設置との認識でよろしいですか？一部スタンション等による架空配管は可能でしょうか？また、旧本館跡地部分を横断する配管計画は可能でしょうか？	提案によりますが、架空配管は不可であり埋設としてください。旧本館跡地部分の横断は可能ですが、旧本館撤去前に切廻しが必要となります。
94	13	2章	4節	2	(1)				適正使用・適正処理	「係数の高い物質については使用しない」とありますが、係数の具体的な基準はおありでしょうか。ご教示願います。	基準はありませんが、事業者選定時の加点項目審査の対象となることに留意ください。
95	13	2章	4節	1	(3)				省エネルギー・省資源	電気使用量の目標値をあらかじめ算定するため差し支えなければ既設施設の電気使用量、ガス使用量の実績データをご公表願えないでしょうか？	電力使用量及びガス使用量の実績については、参加資格審査の通過者に配布します。
96	13	2章	4節	1	(3)				省エネルギー・省資源	電力使用量を類推するにあたり、過去の電力使用量(月単位、過去数年)のデータについて開示願えますでしょうか。	No95の回答を参照ください。
97	14	2章	4節	2	(3)	③	b)		ライフサイクル二酸化炭素排出量の削減	削減目標とありますが、何に対する削減目標でしょうか、具体的にご教示願います。	No8の回答を参照ください。
98	14	2章	4節	3	(1)				防災性	「業務要求水準書(案)に対する質問回答No137」の追加資料(「防災資料(主な災害一覧)」風水害年表より抜粋資料)は公表されておりますでしょうか。公表先をご教示ください。	「業務要求水準書(案)に対する質問回答No137」において、資料の提示を予定していましたが、本敷地に限った経歴がないため、那覇市防災情報ホームページに記載の過去の災害履歴等により事業者がご判断ください。
99	15	2章	4節	4	(3)				室内環境性	資料2-13(諸室の要求性能表)は、資料2-9の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「資料2-13」を「資料2-9」に修正します。
100	15	2章	4節	4	(4)				情報化対応性	資料2-13(諸室の要求性能表)は、資料2-9の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「資料2-13」を「資料2-9」に修正します。
101	19	2章	5節	1	(2)	⑪			屋上計画	「小規模なアンテナの設置が可能な計画とし」とありますが、アンテナ設置はPFI事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。また、その場合は新本館建設に伴う国直轄工事にて設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	16	2章	5節	2	(1)				配置計画	新本館と将来の機械棟の離隔距離に指定はあるのでしょうか。	指定はありません。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
103	16	2章	5節	2	(1)				配置計画	旧本館の東にある既設駐車場(51台)の配置を変える事は可能とあります{業務要求水準(案)に関する質問及び回答No.158}が、新設する職員用15台+来客用3台+身障者用2台の駐車場を、建設可能範囲外の外構整備範囲に設置してもよろしいでしょうか。	新設する駐車場は建設可能範囲内に設置してください。
104	17	2章	5節	2	(2)	③	d)		その他建具及び点検口について	「寸法は、設置目的に応じた機器類物品等の搬出入が可能な大きさとする。」とありますが、具体的な寸法をご教示下さい。	直轄工事に伴う機器搬入のために必要な扉の寸法は添付資料2-9の「扉寸法(搬入)」とご理解ください。
105	18	2章	5節	2	(2)	⑤	e)		外構計画 その他	旗竿の設置場所は特に規定がないため、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	設置場所をご理解のとおりですが、旗竿の本数は国旗と省旗の2本分を設置願います。
106	19	2章	5節	2	(2)	⑧			防水・漏水対策	「・地下外壁は～」とありますが、(2)-①ゾーニング(P16)では地階を設けないとなっておりますが、具体的にはどの部分を指すのかご教示下さい。	「・地下外壁は～」を削除します。
107	19	2章	5節	2	(2)	⑪			屋上計画	将来設置の小規模アンテナ基礎等は不要と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりですが、設置場所の確保が必要となります。
108	19	2章	5節	2	(2)	⑪			屋上計画	「小規模なアンテナの設置が可能な計画」とありますが、設置する位置や必要スペース等の条件をお示しいただけますでしょうか。	No12の回答を参照ください。
109	19	2章	5節	2	(3)	④			食事室	キッチンに設置する機器等ご指示ください。キッチンコンロの熱源はプロパンガスと考えて宜しいですか。	キッチンコンロを設置してください。熱源は提案によります。
110	19	2章	5節	2	(3)	④			食事室	設置するキッチンは、一般家庭での調理が可能な程度で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
111	21	2章	5節	3	(3)				耐震に関する性能	官庁施設の総合耐震計画基準・建築構造設計基準により層間変形角は構造種別で変わります{業務要求水準(案)に関する質問及び回答No.196}とありますが、各種構造形式の場合の層間変位をお教え下さい。	層間変形角は官庁施設の総合耐震計画基準・建築構造設計基準の制限値内での設計が必要です。
112	22	2章	5節	4	(1)	①	e)		共通事項	「既存接続先が経年等により～～場合には、その内容に対応して接続する」とありますが、接続済の機器で対応出来ない場合の接続機器交換費用は、事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	22	2章	5節	4	(1)	①	i)		共通事項	「設備トレンチを新設する場合には…」と記載されていますが管路の新設でも可能でしょうか。また、管路を新設する場合、材質、サイズ及び本数の指定はございますか。ご教示下さい。	添付資料2-11-③、2-11-④、2-16における航空保安用電源設備配管は、本数及びサイズについては同添付資料を参照し、材質はSGPを使用してください。 その他の設備配管については提案によります。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
114	22	2章	5節	4	(1)	①	i)	共通事項	「設備トレンチを新設する場合には・・・」の記載があります。記載内容から人が通れるような共同溝レベルのもののように読み取れます。事業者提案の中でハンドホールと添付資料2-16に記載の新設配管で構成の上、配線類が布設可能な機能上問題ない設備としても問題ないと解釈して宜しいでしょうか。なお上述内容だと審査において減点対象となるのでしょうか。もしくは共同溝レベルのものであれば加点対象となるのでしょうか。	No113の回答を参照ください。
115	22	2章	5節	4	(1)	①	j)	共通事項	「既存機械棟と第一別館、第二別館を結ぶ電力ケーブル用の設備トレンチは…」と記載されていますが、8月24日に開催された見学会では、設備トレンチではなく管路が在していたと理解しております。設備トレンチが在するのならば、その概要(材質、サイズ等)をご教示下さい。	No113の回答を参照ください。
116	23	2章	5節	4	(1)	③		電灯コンセント設備	「外灯の仕様については、既存施設と意匠面での統一をとる。」とあります。新設に機器選定にあたり、必要な既存の外灯についての仕様をお教示下さい。	既存の外灯は、KSC仕様です。
117	24	2章	5節	4	(1)	④	g)	電気室への設置	「電気室は保安用電力(直轄工事)と一般用電力(本事業工事)を個別の電気室へ設置する」との記述がありますが、その意味するところをご教示願います。	国とPFI事業者との維持管理範囲の明確化、保守性、信頼性、拡張性を考慮しています。
118	23	2章	5節	4	(1)	④		受変電設備	「上位の受変電設備における故障、事故については管掌しない」とありますが、直轄工事部分においておきた故障、事故により上位の本事業工事部分、電力事業者部分になんらかの影響を及ぼした場合は国側のリスク範囲の範疇との認識でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
119	23	2章	5節	4	(1)	⑤		避雷設備・接地設備	「別途に屋上に設置される通信用アンテナ」について、保護対象として検討する観点から、必要な情報・仕様をお示し下さい。	通信用アンテナは建物の避雷保護対象範囲外とお考えください。
120	24	2章	5節	4	(1)	⑤		屋上設置アンテナ	「別途に屋上へ設置される通信用アンテナ」との記述がありますが、当該通信用アンテナは直轄工事となるのでしょうか。また、その仕様についてお示し下さい。	No12及びNo101の回答を参照ください。
121	24	2章	5節	4	(1)	⑧		拡声設備	「既存拡声放送設備との接続及び信号授受を行う」とありますが、既存の拡声システムの機器機能拡張の有無について検討したく、必要な情報をご公表願えませんか？	参加資格審査の通過者に配布する図面及び第2回施設見学会にて確認ください。
122	25	2章	5節	4	(1)	⑨	a)	音響設備	会議室には、音響設備を設けること。と有りますが、音響機器本体は、別途工事として宜しいでしょうか。	音響機器の設置は、本事業に含みます。
123	25	2章	5節	4	(1)	⑨		音響設備	音響設備は、卓上マイク・アンプ・スピーカー程度で宜しいですか。	No25の回答を参照ください。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
124	25	2章	5節	4	(1)	⑨			音響設備	音響設備の内容について、どの程度の水準を満たすべきでしょうか？それとも事業者提案との認識でよろしいでしょうか？	No25の回答を参照ください。
125	26	2章	5節	4	(1)	⑬			防犯・入室管理設備	ITVカメラの精度は、不審者の人相や車両ナンバーの識別が可能な水準とする。とありますが、夜間の撮影に関して、投光器等の補助機能付として宜しいでしょうか。	提案によります。
126	26	2章	5節	4	(1)	⑬			防犯・入室管理設備	「敷地全体に対してセンサーによる機械警備システム」とありますが、対象となる敷地とはどの部分かお示し下さい？	対象となる敷地の範囲は、添付資料2－13において現況及び新設フェンスで示すとおりです。
127	26	2章	5節	4	(1)	⑭			防災設備	「既存施設の信号」とありますが、授受すべき表示内容・点数などの情報をご教示下さい。	添付資料2-16を参照ください。 詳細は、参加資格審査の通過者に示します。
128	27	2章	5節	4	(2)	①	c)		共通事項	「空気調和設備設計要領」平成12年3月 運輸省航局の入手先をお知らせください。	参加資格審査の通過者に対して、航空局建設課機械施設係にて貸与します。
129	27	2章	5節	4	(2)	①	h)		共通事項	「業務要求水準書(案)に対する質問回答No249」について、LCC、LCCO2の低減数値の扱いについての質問に対する回答が不明瞭です。事業者がコミットメントする数値となるのか、あるいは、計画値としての提示なのか、提示する数値の扱いについてご教示ください。	事業期間中のLCCのうち、本事業に関する事項は入札金額に含め、事業者が責任を負うものとします。その他は、計画値としての扱いになりますが、その実現性等については、事業者選定時の加点項目審査の対象となることに留意ください。
130	27	2章	5節	4	(2)	①	h)		共通事項	機械設備の共通事項として、LCC、LCCO2評価期間は50年とするとの記述ですが、様式集(表1:入札提案書(本文)の記載指示事項)において、NO.7-19「LCCの最適化」においては「④65年間の修繕計画の考え方」と示されております。この場合評価期間の考え方はどちらに従えばよろしいのでしょうか。	建物の法定耐用年数である65年に統一するものとし、LCC、LCCO2の評価期間は、65年に訂正します。
131	27	2章	5節	4	(2)	②	b)		空気調和設備	「熱源システムのエネルギーは電気とする」と記されていますが、添付資料2-17の参考システムフローでは温熱源に油を使用しています。どちらを優先いたしますか。	No40の回答を参照ください。
132	20	2章	5節	4	(2)	②	c)		熱源設備について	「業務要求水準書(案)に対する質問回答No254」において、「将来の機械棟の建替えを考慮」して新本館の空調容量5%を見込むとありますが、新機械棟においての室の内容はどんなものが見込まれますか？	電気室、発電装置室、監視室、倉庫などを考えています。
133	28	2章	5節	4	(2)	②	h)		空気調和設備	「新本館に集約できるよう～」とあるが、運用開始時には集約はしないと理解して宜しいでしょうか。	添付資料1-3に示す「設備等機能の完全運用開始」までには集約を行います。 集約に伴う配線は、直轄事業にて行いますので、実施設計にて調整が必要になります。
134	28	2章	5節	4	(2)	②	h)		空気調和設備	「制御監視システムは、新本館に集約できるようにする」とありますが、既存施設の設備のうち新本館で集中的に制御監視するのは、空調設備のみでしょうか。	No133の回答及び要求水準書の2章5節4(2)⑥b)自動制御を参照ください。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
135	28	2章	5節	4	(2)	②	i)		空気調和設備	「各室の空調方式は、(略)、LCC、LCCO2について優れた方式とする。」とありますが、LCC及びLCCO2の優劣は施設全体で判断するものと理解してよろしいでしょうか。	施設全体について、LCC及びLCCO2を総合的に判断します。
136	28	2章	5節	4	(2)	②	i)		空気調和設備	「LCC、LCCO2について優れた方式とする。」とありますが、LCCについて最適な方式とLCCO2について最適な方式が異なる場合、どちらの方式を優先して提案すればよろしいでしょうか。あるいは、LCC及びLCCO2の検討の中で総合的に優れていると事業者が判断した方式を提案すればよろしいでしょうか。	LCCとLCCO2との間に優劣はありません。総合的に判断し提案してください。
137	28	2章	5節	4	(2)	②	s)		空気調和設備の水準	「①および②」は(ア)および(イ)と読みかえるものとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 「①および②」は「(ア)及び(イ)」に修正します。
138	28	2章	5節	4	(2)	②	s)	(イ)	熱負荷計算	「年間空調負荷について、その算定方法に関する検討書」とは、負荷算定方法が正しいかどうかを検証を行うという認識でよろしいでしょうか？また、この検証は実施設計段階でおこなうものという認識でよろしいでしょうか？	熱源システム選定のケーススタディのため、一年間を通しての負荷検討書であり、設備設計として行う夏季・冬季の熱負荷計算書とは別です。
139	28	2章	5節	4	(2)	②	s)		空気調和設備	「空気調和設備の水準は下記①および②により検証する」とありますが、「下記(ア)及び(イ)」と読み替えてよろしいでしょうか。	No137の回答を参照ください。
140	28	2章	5節	4	(2)	②	s)		空気調和設備	(ア)に熱源システムについて機器の種別にケーススタディを行い、ケース毎にLCC、LCCO2比較検討書を作成し検討するとあり、(イ)に同スタディに使用する年間空調負荷の算定方法に関する検討書を作成し検証するとありますが、これら検討書の作成は提案時に行うのでしょうか。 また、その検討書は提案書とともに提出を要するのでしょうか。	設計段階に実施してください。
141	28	2章	5節	4	(2)	②	s)		LCC、LCCO2比較検討書	「(ア)熱源システムは、(中略)機器の種別にケーススタディを行い、ケース毎にLCC、LCCO2比較検討書を作成し、検証する。」とありますが、比較検討書は提案書に添付する必要があるのでしょうか。また、その際の様式についてお示し下さい。	No140の回答を参照ください。
142	29	2章	5節	4	(2)	③	c)		換気設備	「LCC、LCCO2について優れた方式とする。」とありますが、LCCについて最適な方式とLCCO2について最適な方式が異なる場合、どちらの方式を優先して提案すればよろしいでしょうか。あるいは、LCC及びLCCO2の検討の中で総合的に優れていると事業者が判断した方式を提案すればよろしいでしょうか。	LCCとLCCO2との間に優劣はありません。総合的に判断し提案してください。
143	29	2章	5節	4	(2)	③	c)		換気設備	「建設費と運転維持管理費によるLCC、LCCO2比較検討書を作成し、検証する」とありますが、これら検討書の作成は提案時に行うのでしょうか。 また、その検討書は提案書とともに提出を要するのでしょうか。	No140の回答を参照ください。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
144	21	2章	5節	4	(2)	⑥	d)		自動制御設備	「業務要求水準書(案)」に対する質問回答No267」において、「新本館内の設備機器は全て対象」とありますが別棟は考慮しなくてよろしいのでしょうか？また、LCCO2の検証時においてはどのようなのでしょうか？	別館及び機械棟は対象外です。
145	29	2章	5節	4	(2)	⑥	d)		BEMS、モニタリング	「BEMS、モニタリングの充実」とありますが、満たすべき基準やグレードなどの設定があればお教え願えませんか？	提案によります。
146	29	2章	5節	4	(2)	⑥			自動制御設備	参考に、既存施設の自動制御設備の点数やスペックなどをご教示願えませんか？	既存の自動制御設備点数やスペックは公開しません。
147	29	2章	5節	4	(2)	⑥			自動制御設備	「方式の比較検討書を作成し、検証する」とありますが、これら検討書の作成は提案時に行うのでしょうか。 また、その検討書は提案書とともに提出を要するのでしょうか。	No140の回答を参照ください。
148	24	2章	5節	4	(2)	⑦	a)		館内のLAN工事範囲について	館内のLANネットワークを敷設するための配管はPFI事業者にて整備するとありますが、LANケーブル・スイッチ・ハブ・ファイルサーバ等LANネットワークの構築については、国・PFI事業者のいずれが実施するのでしょうか。	国にて実施します。
149	30	2章	5節	4	(2)	⑧	f)		衛生器具設備	「多目的便所」とは、要求水準書P20⑩の「多機能便所」と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「多目的便所」を「多機能便所」に修正します。
150	30	2章	5節	4	(2)	⑨			給水設備	給水方式の選定にあたって、システムの種別にケーススタディを行い、ケース毎にLCC比較検討書を作成し検討するとありますが、これら検討書の作成は提案時に行うのでしょうか。 また、その検討書は提案書とともに提出を要するのでしょうか。	No140の回答を参照ください。
151	31	2章	5節	4	(2)	⑪	g)		給湯設備	「LCC、LCCO2比較検討書を作成し検証する。」とありますが、LCCについて最適な方式とLCCO2について最適な方式が異なる場合、どちらの方式を優先して提案すればよろしいでしょうか。 あるいは、LCC及びLCCO2の検討の中で総合的に優れていると事業者が判断した方式を提案すればよろしいでしょうか。	LCCとLCCO2との間に優劣はありません。総合的に判断し提案してください。
152	31	2章	5節	4	(2)	⑪			給湯設備	給湯方式の選定にあたって、システムの種別にケーススタディを行い、ケース毎にLCC、LCCO2比較検討書を作成し検討するとありますが、これら検討書の作成は提案時に行うのでしょうか。 また、その検討書は提案書とともに提出を要するのでしょうか。	No140の回答を参照ください。
153	32	2章	5節	4	(2)	⑭	m)		昇降機設備	建物の2階以上の階への機器類の搬入はすべて、人荷用エレベーターで行うと考え、マシンハッチ等は考慮しなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者が設置した空調機器等の大型機器の取替等更新時において容易に搬出入ができるよう考慮しておいてください。
154	31	2章	5節	4	(2)	⑭			昇降機設備	ご提示の業務要求水準書の要求を満たしていれば、フラットベルト方式を採用して宜しいでしょうか。下部ピット等を縮小できる為、コストの軽減が可能と思われる。	業務要求水準書に規定する事項を満足すれば提案によります。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
155	32	2章	5節	4	(3)	②	c)		CVCF室	CVCF室の面積は、将来的に増える可能性は、有りませんか。	ありません。
156	33	2章	5節	4	(3)	②	d)		蓄電池室	蓄電池室の面積は、将来的に増える可能性は、有りませんか。	ありません。
157	35	2章	6節	2	(1)	①			コスト管理計画書	コスト管理計画書の書式についてご教示ください。	事業契約締結後の協議事項とします。
158	35	2章	6節	2	(1)	①			コスト管理計画書	コスト管理計画書の提出は、各段階につき1回、計5回と理解してよろしいでしょうか。(工事種目ごとの変動が10%を超えない場合)	ご理解のとおりです。
159	35	2章	6節	2	(2)	③			基本設計書の提出 実施設計書の提出	「業務要求水準書(案)に対する質問回答No288」において、設計図書をご確認いただく窓口については「国土交通省航空局を予定しています」とのご返答をいただきましたが、東京か大阪、那覇のどちらで行われるのでしょうか。もしくは、各地で行われる場合、どちらが主となるのでしょうか。	東京を予定しています。
160	38	2章	6節	2	(3)	⑥			地中障害物の撤去、搬出及び処分について	地中障害物が発見された場合の撤去費用等の負担は、どのように考えたら良いかご教示下さい。	地中障害物を含む本件土地の瑕疵については、国が事業者に対して入札手続において提供した本件土地に関する情報及び現場確認の機会に知り得た情報から合理的に推測できるものは、事業者の責任及び費用にて対応してください。 合理的に推測できない本件土地の瑕疵に起因して事業者に発生した合理的な増加費用及び損害については、事業契約書(案)に定めるところにより国が合理的な範囲で負担します。
161	38	2章	6節	2	(3)	⑥			地中障害物の撤去及び処分	地中障害物が発見された場合は、事業者は、その撤去・搬出及び処分を行う、とありますが、事業契約書(案)第20条第5項により、その費用は国が負担すると理解して宜しいでしょうか。	No160の回答を参照ください。
162	38	2章	6節	2	(3)				建設業務	「事業者は国に対して次の①～⑬について履行、提出及び報告を行う。」とありますが、⑫と⑬が記載されていません。①～⑪の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。 「①～⑬」を「①～⑪」に修正します。
163	41	2章	6節	3	(3)	②	a)		金属類	ここで国に引き渡すべき「金属類」には、電線類や配管類、機械や器具などの物品も相当しますか？	該当します。
164	41	2章	6節	3	(3)	②	a)		金属類	解体撤去において、設備配管が地中に埋設されている事が考えられますが、掘り起こして完全に撤去とするのか、あるいは一部切り離し等で埋めたままでもかまわないのでしょうか？	不要となった配管等は全て撤去してください。
165	41	2章	6節	3	(3)	②	b)		PCB廃棄物	「PCB廃棄物が発生した場合」とありますが、どのような器具・機械でどの程度の量が想定されますか？	参加資格審査の通過者に配布する図面及び第2回施設見学会にて確認ください。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
166	43	2章	6節	3	(8)	①	a)		建築材料の適正な選択による対策	当該表の②に、対策をとる建築材料等として、「家具、書架、実験台、その他什器等」とありますが、これらについてはSPCが調達するものに含まれるのでしょうか。もし含まれる場合、以下の3点についてもご教示ください。 1) 具体的な家具や書架、実験台等、什器備品リストをご提示ください。 2) その調達費用は、施設整備費に含まれると考えて宜しいのでしょうか。 3) 様式集の様式6－11－①において、施設費の内訳の建築工事費のその他に含めておくのでしょうか。	本表では対策をとる建築材料等を網羅的に示したものであり、具体的に想定はしていません。
167	50	3章	1節	4					供用開始前の現場管理業務	「施設引渡から供用開始日までの間は、供用開始前の現場管理業務とし」とありますが、この間に要する管理費用は施設整備費にふくむものと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	50	3章	1節	5					業務提供時間帯	「国からの要請があった場合は設定した業務提供時間帯意外での業務遂行にも対応する。」とありますが、長期にわたる場合はサービス対価の変更をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	50	3章	1節	6	(1) (2)				統括責任者 業務責任者	統括及び業務責任者は、非常時連絡可能な体制ならば、本施設に常駐しなくても宜しいでしょうか。	統括責任者については、ご理解のとおりです。業務責任者については、表3-1を参照ください。
170	51	3章	1節	6	(2)				業務責任者	「業務毎に業務責任者を配置すること」とありますが、表3－1における業務数は8業務との理解でよろしいでしょうか。 また、建築物点検保守及び設備運転監視の各業務の全てを1名で兼任した場合、最小限必要な業務責任者は4名との理解でよろしいでしょうか。	前段については、表3-1における(1)から(5)までの5業務と理解ください。 後段については、ご理解のとおりです。
171	51	3章	1節	6	(4)				表3-1 資格要件 及び配置要件	(5)修繕業務については、業務責任者および業務従事者について資格要件の指定なしとあります。修繕業務をJV方式で構成員が分担し、予め500万円に満たない修繕業務のみを担当とした場合、建設業法で定めるところの許可は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	表3-1は個人に対しての資格要件を示しています。修繕業務の業務責任者を複数名配置することは認めません。 なお、修繕業務の実施に際しては、関係法令等を遵守してください。
172	51	3章	1節	6	(4)				業務従事者	「※2、警備・受付業務の業務責任者が、6節4(1)②に規定する…」とあるが、5節4(1)②の間違いではありませんか。	No61の回答を参照ください。
173	52	3章	1節	7	(1)	①			業務仕様書の作成・提出	「事業者は、維持管理業務の開始3ヶ月前までに…」とありますが、この業務開始時期は、3章2節3の業務開始時期で定めている平成21年4月1日と考えてよろしいか、ご指示ください。	業務仕様書の提出は、「施設引渡日の3ヶ月前まで」に修正します。
174	52	3章	1節	7	(1)	②			業務計画書の作成・提出	「事業者は、維持管理業務の開始1ヶ月前までに…」とありますが、この業務開始時期は、3章2節3の業務開始時期で定めている平成21年4月1日と考えてよろしいか、ご指示ください。	業務計画書の提出は、「施設引渡日の1ヶ月前まで」に修正します。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
175	53	3章	1節	7	(1)	④			省エネルギーに係る業務計画書の作成・提出	「・・・エネルギー管理指定工場の指定の有無にかかわらず、省エネルギーに係る業務計画書を維持管理業務1ヶ月前までに国に提出すること。」とありますが、「省エネルギー法」に則り作成するものと解して宜しいですか、ご指示ください。	ご理解のとおりです。
176	53	3章	1節	7	(1)	④			省エネルギーに係る業務計画書の作成・提出	省エネルギーに関する業務計画書には、エネルギー低減の目標値も記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	53	3章	1節	7	(2)	⑦			施設等の使用について	「国が指定する場所を清掃器具の保管、業務従事者の休憩等のために無償で利用できる。」とありますが、具体的な場所等は、設計段階にてどの様に設定したら良いのでしょうか、又、事業者側よりの提案で良いのでしょうかご教示下さい。	「国が指定する場所」とは、添付資料2-9に示す「清掃器具・業者控え室」とし、その配置・面積等の諸条件は、提案によります。
178	55	3章	1節	7	(3)	③			省エネルギーに係る業務報告	「・年間の光熱水費及び・・・」とありますが、この光熱水費は、本建物全体で使用する費用またはPFI工事業にかかわるエネルギー費用を割り出して報告するのかご指示ください。又、エネルギー使用量(料金共)を事業者に提示して頂けると考えてよろしいですか。	年間の光熱水の使用量を計量するため、電気については、PFI事業で整備する機器及び負荷設備で使用する使用量を対象として、事業者が計量してください。 水道については、新本館専用の給水メーターを本事業にて設置し、事業者が計量してください。
179	56	3章	2節	2	(4)				適用範囲(植栽管理)	既存部分の植栽の維持管理はSPCが行うことになっていますが、本館解体時に撤去される植栽は復帰する必要があるでしょうか。	提案によります。
180	56	3章	2節	2	(4)				適用範囲(植栽管理)	既存部分の植栽の維持管理はSPCが行うことになっていますが、既存部分の植栽の散水等は既存の設備を用いればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
181	56	3章	2節	2					適用範囲	建築物点検保守業務における建物の点検保守、外構の点検保守、植栽管理を担当する者の資格要件はございますでしょうか。	関連法令以外に国が別途規定する資格要件はありません。
182	56	3章	2節	3					業務開始時期	「ただし、～～必要な保守点検を行うこと」に該当する業務費用は、現場管理業務費の一部に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	56	3章	2節	4	(3)				建物の点検保守	建物の点検保守に、什器(テーブル、椅子等)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	60	3章	3節	4	(1)	①			電気設備	「管球交換を遅滞なく行う」とありますが、交換の対象となる管球自体も事業者負担との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
185	60	3章	3節	4	(1)	①			電気設備	消耗品である管球類の調達及び補充は業務に含まれるのでしょうか。	含みます。
186	61	3章	3節	4	(1)	①			電気設備	表中の「避雷設備・設置設備 設定・取付状態を確認する。」の設置は接地の間違いではないですか。	ご理解のとおりです。 「設置設備」を「接地設備」に修正します。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
187	61	3章	3節	4	(1)	①			電気設備	表中の「防犯・入室管理設備」は、3章5節3(2)②で規定する業務に含まれているではありませんか。含まれていない場合はその違いをご教示ください。	表中の「防犯・入室管理設備」については、設備そのものの作動状態の確認であり、3章5節3(2)②については当該設備を使用した監視業務と理解ください。
188	61	3章	3節	4	(2)				室内環境測定	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定に則りホルムアルデヒド量の測定を行うとありますが、同法律では建設もしくは大規模修繕・模様替を行った際に測定することになっており、該当事業のみ測定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	63	3章	4節	4	(1)				日常清掃、定期清掃	清掃に、什器(テーブル、椅子等)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	64	3章	4節	4	(2)				廃棄物処理	提示頂いた、添付資料3-4 廃棄物処理の実績量に基づいて事業者側にて費用を負担し、削減計画等は、国で実施する考えで宜しいでしょうか。	添付資料3-4は提案時の参考資料であり、実際の支払いは実績に応じて行います。 削減計画等を事業者に求めることはありません。
191	64	3章	4節	4	(2)				廃棄物処理	費用の支払は従量制とありますが、「PFI事業費の算定及び支払方法」に具体的な設定のご指示がありません。単位数量当りの処理単価をご提案することでしょうか。	入札に用いる廃棄物の処理量は年間3,800袋(1袋10kg換算)とし、事業者の提案となる袋当たりの処理単価を乗じて、入札価格に加えてください。
192	65	3章	5節	1					業務概要	機械警備と人的警備の組み合わせとありますが、機械警備においては警備会社のコントロールセンターで異常信号の受信を行い、バックアップの対応をすることは問題ないのでしょうか。	新本館の受付・守衛室にて監視を行い、その補助・バックアップとして、警備会社のコントロールセンターにて異常信号の受信等を行うことは問題ありません。
193	65	3章	5節	3	(1)	①			正門門扉の開閉	警備員の・正門門扉開錠・開扉 06時00分となっていますが、セキュリティの確保より開錠・閉扉とし、車両の出入り毎に開扉するとした提案として宜しいでしょうか。	提案によります。
194	66	3章	5節	3	(1)	②	a)		人の出入り	「管制部職員以外にあつては立入証を確認した上で入場させること」とあります。一般者の場合には来場時に立入証を新規に発行すると理解しておりますが、入場時に既に立入証を保有する訪問者が存在するとの理解でよろしいでしょうか。 また、そのような訪問者の具体例をお示し願えますでしょうか。	立ち入りが継続する者には継続立入証の発行を考慮しており、具体的には保守関係者等を想定しています。また、管制部以外の航空局職員の立ち入りに当たっての身分証明書の確認も想定しています。
195	65	3章	5節	3	(1)	②			郵便物や宅配の受取	庁舎施設への配送物は、前回の質疑で受付で受け取るとなっていますが、館内への配送又は第一別館への移送は、業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	67	3章	5節	3	(2)	①			訪問者の受付及び案内	「新本館正面玄関以外は原則施錠し」とありますが、施錠の対象は新本館の正面玄関以外の出入口および機械棟、第1別館、第2別館、旧本館等の既存施設の出入口全てとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	67	3章	5節	3	(2)	②			各種監視装置の監視及び操作	各種監視装置とはセキュリティシステム・入退管理システム・監視カメラシステム・防災システム(火災受信盤)と思われます、全て受付・守衛室に設置で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	項									
198	67	3章	5節	3	(3)				個別識別カード等の発行・管理	個人識別カードと身分証明書とは別物と考えて宜しいですか？ 個人識別カードはあくまでも入室制御などに用いるカードで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
199	67	3章	5節	3	(3)				個別識別カード等の発行・管理	個人識別カードの発行及び内容修正を行なうとともに・・・とありますが、カードを身分証明書として使用されるのでしょうか、その場合は写真付としてカード発行端末及び印刷機を用意するのでしょうか、	No198を参照してください。
200	67	3章	5節	3	(3)				個別識別カード等の発行	「職員の個人識別カード」とは身分証明書や立入証のことでしょうか、ご教示ください。	No198を参照してください。
201	67	3章	5節	3	(4)	①			定期巡回監視	定期巡回監視は1日何回を想定すればよろしいですか。ご教示ください。	参加資格審査の通過者に示します。
202	67	3章	5節	3	(4)	③	c)		庁舎等巡回監視時における留意事項	「庁舎等」とは、新本館以外の既存施設(旧本館、機械棟、第一別館、第二別館等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	68	3章	5節	4	(1)	①			業務責任者	業務責任者は、本施設に常駐しなくても宜しいでしょうか。	現場管理責任者が業務責任者を兼務しない場合は、ご理解のとおりです。
204	68	3章	5節	4	(2)				受注者の定義	提出書類に関する①～⑤の各説明文における「受注者」とは何を指すのでしょうか、ご教示願います。	受注者とは事業者を指しています。
205	69	3章	5節	4	(3)				待機及び交替	「・・・原則として、業務期間中では・・・」とありますが、業務時間中の間違いではないですか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。 「業務期間中」を「業務時間中」に修正します。
206	添付	1-2		1	(3)				適用法令・適用基準 1 (3) 那覇市における条例・指針等	1行目「・計画敷地において特に遵守すべき事項については」とあるのは誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。 「・計画敷地において特に遵守すべき事項については」を削除します。
207	添付	1-3		4					警備・受付業務	「敷地警備(新設)」とは、新本館建設に伴い設置する新設フェンス内の警備と認識しておりますが、「敷地警備(既設)」とは、旧本館、機械棟、別館等を含む既設フェンス内の警備を指すとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、平成20年11月以降の欄が空白となっておりますが、同時期以降は直轄、PFIのどちらでも敷地警備を実施しないのでしょうか。それとも、PFI事業者の警備業務にて対応するのでしょうか。ご教示願います。	「敷地警備(既設)」とは、現在の敷地において稼働中の既存のセンサー警備システムを示します。一方、本事業において、既存のセンサー警備システムを撤去し、新本館の敷地を含めて全体のセンサー警備システムを新設することとしており、「敷地警備(新設)」は新設したセンサー警備システムを示します。
208	添付	2-3							地盤調査報告書	地盤調査報告書について、ボーリングデータが3箇所示されていますが、正確を期するためこれ以外にもボーリングデータがありましたら御提示下さい。	提示したもの以外はありません。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
209	添付	2-3					地盤調査報告書	3本のボーリング柱状図のうちB-1がB-2、B-3と比較して、N値や地層構成が異なりますが、B-1のような地層構成の範囲がわかる資料ありますでしょうか。	参加資格審査の通過者に対して、追加の参考資料を提示します。
210	添付	2-9					諸室の要求性能表	換気設備の区分のⅠとⅡは、Ⅰは1系統(予備機なし)、Ⅱは2系統(予備機有り)を示すものですか。	違います。区分Ⅰにつきましては、空調による換気、区分Ⅱにつきましては単独での換気設備を指します。説明文を追記します。
211	添付	2-9					諸室の要求性能表	「機械」「換気設備」欄の「区分」欄及び「その他」欄の凡例をお示しください。	「その他」欄の自動車置き場の「Ⅱ」は、誤記ですので削除します。「区分」欄の凡例については、No210の回答を参照ください。
212	添付	2-9					諸室の要求性能表	「管理部門」「食事室」の「機械」「ガス」欄に△とありますが、「ガス設備の採否は事業者の提案による」という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
213	添付	2-9					諸室の要求性能表	「施設部」欄のCVCF室・蓄電池室の機器発熱は空調負荷に考慮しますか。考慮する場合は発熱量をご指示ください。	CVCF室の発熱量は223,000kJ/hとなります。蓄電池室の発熱量は考慮しなくて構いません。(要求性能表に追記します)
214	添付	2-9					諸室の要求性能表	共用部門欄に「多機能便所」が記載されていませんが、男子(女子)トイレと同性能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	添付	2-11-②	2	(3)			諸室利用形態の概要	「管制教官事務室」とは、「管制訓練教官室」と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、「管制訓練教官室」に統一します。
216	添付	2-12					直轄工事レイアウト(案)	保安用電源設備のレイアウトが記載されていますが、一般電源との接続を想定するにあたり、想定 of 保安用電源設備単線結線図をご教示願えますでしょうか。	添付資料2-14の概念図で想定してください。 ただし、ブロックスケルトンについては、参加資格審査の通過者に配布します。
217	添付	2-16					既存電気設備の接続及び切替時期	表中記載内容より、機械棟と第1、2別館を結ぶ電力ケーブル(高圧、低圧)は無いと解釈できますが、全て解体対象である旧本館は経由しておらず、外構経由で配電されているものと解釈して宜しいでしょうか。	第2別館送りの航空保安用電源が旧本館を経由していますが、新本館より直轄にて配線を行いますので、添付資料2-16に記載されているとおり配管敷設のみPFI事業となります。 なお、参加資格審査の通過者には詳細図を配布します。